

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年6月19日（令和7年（行情）諮詢第706号、同第707号及び同第709号ないし同第714号）

答申日：令和8年1月28日（令和7年度（行情）答申第846号ないし同第853号）

事件名：防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和60年度特別研究成果報告書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和61年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和63年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成元年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成2年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成3年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成4年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成5年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書52」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示又は一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年2月21日付け防官文第2722号、令和2年2月25日付け同第2573号、平成31年2月21日付け同第2723号、令和2年2月25日付け同第2574号、平成31年2月21日付け同第2725号、令和2年1月28日付け同第974号、平成31年2月21日付け同第2726号、令和2年1月28日付

け同第975号、平成31年2月21日付け同第2727号、令和元年1月11日付け同第11505号、平成31年2月21日付け同第2728号、令和元年1月11日付け同第11506号、平成31年2月21日付け同第2729号、令和元年1月26日付け同第10588号、平成31年2月21日付け同第2730号及び令和元年1月26日付け同第10589号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分18」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

(1) 原処分1、原処分3、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13及び原処分15に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

(2) 原処分5に係る審査請求書

（略）

(3) 原処分2及び原処分4に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

(4) 原処分6に係る審査請求書

ア （略）

イ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

(5) 原処分8に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(6) 原処分10、原処分12、原処分14及び原処分16に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諒問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2722号、同第2723号及び同第2725号ないし同第2730号により、文書1、文書6、文書13、文書18、文書24、文書31、文書38及び文書45について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1、原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13及び原処分15）を行った後、令和2年2月25日付け同第2573号及び同第2574号、令和2年1月28日付け同第974号及び同第975号、令和元年12月11日付け同第11505号及び同第11506号並びに令和元年11月26日付け同第10588号及び同第10589号により、文書2ないし文書5、文書7ないし文書12、文書14ないし文書17、文書19ないし文書23、文書25ないし文書30、文書32ないし文書37、文書39ないし文書44及び文書46ないし文書52について、法9条1項に基づく一部開示決定処分又は開示決定処分（原処分2、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14及び原処分16）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件各諮問に当たっては、各開示請求に対する先行決定及び後行決定に係る審査請求ごとに併合し諮問する。

なお、原処分に対する各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年3か月ないし約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について（原処分2）

（略）

3 審査請求人の主張について（各諮問共通）

- (1) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分

を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和7年6月19日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第706号、同第707号及び同第709号ないし同第714号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 令和8年1月22日 | 令和7年（行情）諮問第706号、同第707号及び同第709号ないし同第714号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示又は一部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、各諮問において、諮問庁は、先行決定である原処分1、原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13及び原処分15に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解釈されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、防衛研究所において実施された調査研究に関し、昭和60年度、昭和61年度及び昭和63年度ないし平成5年度の特別研究成果報告書（企画部保有分）の開示を求めるものと解し、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかつた。

- (2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた各開示請求の対象とする年度の調査研究実施概要と本件対象文書とを突合して確認したところ、本件対象文書は、上記概要に記載された調査研究に係る文書と一致することが認められるが、別紙の1（1）、（3）及び（6）の各開示請求

の対象とする年度の上記概要には、本件対象文書の外に各開示請求の対象となる調査研究（同（1）の開示請求につき1件、同（3）の開示請求につき3件、同（6）の開示請求につき1件（以下、併せて「本件対象文書以外の調査研究」という。）が記載されていると認められる。

これを検討するに、別紙の1（2）、（4）、（5）、（7）及び（8）の各開示請求については、上記概要に記載された調査研究に係る文書が全て特定されていること、別紙の1（1）、（3）及び（6）の各開示請求については、上記概要に記載された調査研究に係る文書の大部分が特定されていることに加え、探索状況を踏まえると、本件対象文書の特定方法に問題があるとまでは認められず、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかったとする諮詢庁の上記（1）の説明を覆し、防衛省が本件対象文書以外の調査研究に係る文書を保有していると認めるることはできない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示又は一部開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないで、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和60年度特別研究成果報告書
(諮問第706号)
- (2) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和61年度特別研究成果報告書
(諮問第707号)
- (3) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和63年度特別研究成果報告書
(諮問第709号)
- (4) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成元年度特別研究成果報告書
(諮問第710号)
- (5) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成2年度特別研究成果報告書
(諮問第711号)
- (6) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成3年度特別研究成果報告書
(諮問第712号)
- (7) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成4年度特別研究（諮問第713号）
- (8) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成5年度特別研究（諮問第714号）

2 本件対象文書

- (1) 上記1(1)の開示請求の対象として特定された文書（原処分1及び原処分2）
 - 文書1 主要各国における産業動員制度に関する調査研究（中間報告）
(表紙のみ。)
 - 文書2 武力紛争の法的諸問題－武力の行使と国際法－（中間報告）
 - 文書3 主要各国における産業動員制度に関する調査研究（中間報告）
(表紙を除く。)
 - 文書4 米ソの核戦略におけるSDIの意義及びそれがもたらす影響
 - 文書5 中国軍の近代化及び米中軍事協力が安全保障面で日中関係に及ぼす影響
- (2) 上記1(2)の開示請求の対象として特定された文書（原処分3及び原処分4）
 - 文書6 SDIと防衛戦略（表紙のみ。）
 - 文書7 武力紛争の法的諸問題－武力の行使と国際法－
 - 文書8 主要各国における産業動員制度に関する調査研究（第2年度報告）
 - 文書9 SDIと防衛戦略（表紙を除く。）
 - 文書10 ソ連の軍事戦略と政策－ゴルバチョフ政権下におけるソ連の軍事戦略と政策を中心とした考察－
 - 文書11 北朝鮮の対外軍事政策の今後の展開に関する調査研究

文書 1 2 戦前における指揮命令の発出手続に関する調査研究

(3) 上記 1 (3) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 5 及び原処分 6）

文書 1 3 ゴルバチョフ政権下のソ連の軍事政策について（中間報告）
(表紙のみ。)

文書 1 4 レーガン国防政策の評価について

文書 1 5 朝鮮半島の動向について（中間報告）

文書 1 6 ゴルバチョフ政権下のソ連の軍事政策について（中間報告）
(表紙を除く。)

文書 1 7 戦前における指揮命令の発出手続に関する調査研究

(4) 上記 1 (4) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 7 及び原処分 8）

文書 1 8 朝鮮半島の動向について（表紙のみ。）

文書 1 9 ブッシュ政権の安全保障政策

文書 2 0 ゴルバチョフ政権下のソ連の軍事政策について

文書 2 1 欧州における軍備管理・軍縮の構造と将来（中間報告）

文書 2 2 朝鮮半島の動向について（表紙を除く。）

文書 2 3 我が国における住民避難

(5) 上記 1 (5) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 9 及び原処分 10）

文書 2 4 ブッシュ政権の新国防戦略とアジア・太平洋（表紙のみ。）

文書 2 5 ブッシュ政権の新国防戦略とアジア・太平洋（表紙を除く。）

文書 2 6 米国の産業政策と国防・安全保障

文書 2 7 欧州における軍備管理・軍縮の構造と将来

文書 2 8 在韓米軍と東アジアの戦略環境

文書 2 9 ソ連の国防力整備の方向

文書 3 0 石油資源の軍需動員

(6) 上記 1 (6) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 11 及び原処分 12）

文書 3 1 湾岸戦争の政治的影響（表紙のみ。）

文書 3 2 湾岸戦争の政治的影響（表紙を除く。）

文書 3 3 国連の集団安全保障制度と平和維持活動

文書 3 4 ソ連の国防力整備の動向

文書 3 5 ソ連・東欧民族問題と安全保障

文書 3 6 南北朝鮮の内政動向と南北朝鮮関係の展望

文書 3 7 太平洋戦争の開戦経緯—ルーズベルトの対日政策を中心に—

(7) 上記 1 (7) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 13 及び原処分 14）

- 文書38 ロシア及びその極東地域の政治、経済、軍事情勢（表紙のみ。）
- 文書39 米国の軍事戦略とそれが我が国の防衛に及ぼす影響
- 文書40 主要国における防衛産業基盤の動向
- 文書41 冷戦後の地域紛争
- 文書42 ロシア及びその極東地域の政治、経済、軍事情勢（表紙を除く。）
- 文書43 中国の軍近代化の動向について
- 文書44 大正期の陸軍軍縮－山梨軍縮と宇垣軍縮の実態－
- (8) 上記1(8)の開示請求の対象として特定された文書（原処分15及び原処分16）
- 文書45 ロシアの国防政策と極東の軍事情勢－ロシア（旧ソ連）軍事力の変化と展望－（表紙のみ。）
- 文書46 アジア・太平洋地域の安全保障の枠組み
- 文書47 核不拡散体制の将来
- 文書48 クリントン政権の安全保障政策について
- 文書49 ロシアの国防政策と極東の軍事情勢－ロシア（旧ソ連）軍事力の変化と展望－（表紙を除く。）
- 文書50 中国の国防力整備・動員体制の基盤
- 文書51 冷戦終結の戦略的意味について
- 文書52 海軍軍縮の研究－ワシントン会議を中心として－